

00160

鳥取縣公報

昭和十六年四月十八日
第千二百二十五號

金曜日

本報ノ大キサノ規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第三百三十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組員タル資格ヲ有スル者ニシテ組員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年四月十八日

品名	銘柄	單位	小賣價格	備考
鮎針	磨本テグス付	一本	一六〇錢	兵庫縣產以下同
同	特等品	一	三〇	
(イ)額				
一組合ノ名稱及地區	鳥取縣釣具商組合	八田三郎		
二構成員タル資格	地區内ニ於テ釣具ノ販賣ヲ業ト爲ス者			
三統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日				

00163

米へい	七三	奥忠雄	米子市天神町 平和商會	一五、一一、二九	一五、一〇、一〇
鳥まき	一	小松榮	鳥取市今町二丁目 日ノ丸製函工場	一六、二、一六	一五、一〇、一
入なほ	八	盛田壽男	八頭郡若櫻町 中島製材所	一六、六、一四	一六、二、三三
鳥ひ	二二一	平井茂	鳥取市東品治 自動車株式會社	一〇、九、六	一六、二、一
同	五三九	中原岩雄	西伯郡境町 丸神運送店	一三、一一、三〇	一六、二、一七
西まは	四〇	小谷元市	米子市萬能町 小泉履物製造工場	一四、一〇、二八	一六、三、二六
米ころ	四六	津崎龜吉	米子市萬能町 小泉履物製造工場	一五、四、九	一六、四、一

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス	昭和十六年四月十八日				
鳥取縣知事	八田三郎				
被保險者證番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	
米た	二五	小澤政太郎	米子市角盤町 第一徵兵保險株式會社米子監督所	一五、五、三〇	一六、一、二五
米よろ	三四	近藤千桂	米子市尾高町 合名會社今井書店	一五、九、五	一六、二、二八
鳥まい	一八五	前田德治	鳥取市東品治 丸由百貨店	一五、八、七	一六、三、二五
鳥や	七	小林克	鳥取市敷片原町 合資會社山野商會	一五、五、三〇	一六、二、一五

◇鳥取縣告示第三百三十七號

昭和十六年四月十八日

鳥取縣知事	八田三郎				
被保險者證番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	
米た	二五	小澤政太郎	米子市角盤町 第一徵兵保險株式會社米子監督所	一五、五、三〇	一六、一、二五
米よろ	三四	近藤千桂	米子市尾高町 合名會社今井書店	一五、九、五	一六、二、二八
鳥まい	一八五	前田德治	鳥取市東品治 丸由百貨店	一五、八、七	一六、三、二五
鳥や	七	小林克	鳥取市敷片原町 合資會社山野商會	一五、五、三〇	一六、二、一五

彙

報

表裏一体の

實現を期して

大政翼賛運動連絡委員會設立

(知事官房)

る縣各課員及び大政翼賛會鳥取縣支部事務局職員中より任命又は委嘱されて、この中より常任委員及び常任幹事を定め、常任委員會は少くとも毎月一回、又委員會は適宜開催して

- 一 時局下官民協力實踐運動に關する件
- 二 縣下下部組織の運營指導に關する件
- 三 指導刊行物の編輯發行に關する件

四 其の他必要ある事項

の機構を整備し、鳥取縣協力會議の議長、議員も決定し、又郡市支部・町村の翼賛機構も整備していく。一億一心大政翼賛への巨歩を踏出したこととなり、四月二日縣會議場に於て第一回の縣協力會議をも開催したのであるが、この大政翼賛運動に關しては縣と大政翼賛會鳥取縣支部との連絡を緊密にし、縣政運用の圓滑を期して表裏一體の實現を期しなければならない。

よつて今回「大政翼賛運動連絡委員會」を設立し、(四月一日付鳥取縣告示第二百七十六號)會長に知事、委員には縣總務部長

經濟部長・學務部長・警察部長はじめ各課長、大政翼賛會縣支部理事、縣協力會議長これに當り、又幹事は大政翼賛運動に關係す

農民訓練道場

日輪兵舍

建設寄附募集

(農務課)

00164

刻々の國際情勢の急迫は國民をして須臾の懸念をも許さず、農山漁村に課せられたる使命も亦重大である。戰時重要物資の充實を期せねばならない。農山漁村に鬱勃として盛り上る自らなる努力を捧げて、吾等が住む郷土を最後方戰線と心得、こゝぞ良き臣道實踐の道場なりとの心構へを持つて、増産は忠義なり歡喜なりとする大和民族傳統の農民魂を搖り起し、崇高なる農業報國の誠を盡す事こそ現下の急務である。一旦緩急あれば義勇公に奉する吾人の氣魄は當に第一線の戰場に限らないのであって、銃後生産戰線に於ても國家の危急に馳せ参じ、止むに止まれぬ因伯農民の意氣を以て増産遂行の障害たる惡諸條件を克服突破して、増産と供出に心から精進して大政翼賛の赤誠を効さなければならぬ。

然るにこれが爲には挺身報國の農魂を鍊成する吾人の道場を必要とすること甚だ切である。茲に於てこの皇國農民精神作興のため鳥取縣農會長・農業報國聯盟鳥取縣支部理事長・產業組合中央會鳥取支會長・鳥取縣町村長會長・保證責任鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會長・鳥取縣經濟更生協會長が主唱者となつて、今同東伯郡南谷村縣立修鍊農場構内に日輪兵舍を建設し、以て縣民の農民訓練道場として農業指導者・農村幹部青壯年の訓練をなし皇國農民精神の昂揚に努めることとなつた。縣下の各種團體並に

有志各位の協力を得て所期の目的を達成せんことを切望する次第である。

寄附金募集要項

一 寄附金は一口なるべく五圓以上、寄附物件（木材竹其の他）は隨意なるも、最寄驛迄持參願ひたし

二 送金はなるべく、振替口座大阪三二、四五一番を利用願ひたし

三 募集の事務は縣農務課・縣郡市農會・縣信聯本支所・產業組合中央會鳥取支部會に於て取扱ふ

四 募集締切は昭和十六年五月末とす

日輪兵舍建設概算

一 金 內 譯	兵 舍 一 棟 千 圓
起工豫定	附屬建物一千五百圓
竣工豫定	毛布其他什器一千五百圓
竣 工 豫 定	昭和十六年五月

備 考	一 豫定以上の寄附金及物件ありたるときは兵舍を二棟とす

- 二 豫定以下の場合は什器及附屬建物を減少す
- 三 建物の管理は當分主唱者に於て共同保管をなし適當の時期に縣に寄附するものとす
- 四 寄附金は篤志家を除き市町村側・產業組合側・農會側・經濟更生委員會側各々より應分の寄附を得て建設するものとす

施設なども遺憾なく講ぜられてゐるのであるが、もしこれ等の人々にして分不相應の負債を有する場合に於ては、それを放任して置いては必ずや折角の恩賜金もその本來の目的のために使用せられないで、徒らに漫然と負債の返済のために利用せられて、名譽ある戰死傷者遺家族の生活の安定は期し難いといふ寔に遺憾な結果に陥る場合も少くないのである。

よつて政府に於てはこれら遺家族に對する一時賜金や扶助料・年金等が、その家族の今後の生活安定に向けられることなく負債の穴埋となるのを防ぐために、こゝに特別なる負債整理の途が拓かれたわけであつて、負債整理に要する金額は政府が年三分八厘の低利を以て二十ヶ年以内の年賦償還の方法により融通するのである。

これに對する世話は鳥取縣臨時負債處理委員會が當るのであるが、各市町村長・產業組合長・農會長等がこの委員會の委員に選ばれてゐるから、負債整理の希望者はこれらの人々に相談して、定められた申出者に戰死傷病者調及び負債調を記入し、これを委員會に提出して速かに整理を行ひ、明るい生活に入られるやう希望する。申出があると縣から關係者が行つて相談に應ずることになつてゐる。

戰死傷者 遺家族へ 負債整理資金融通

二十ヶ年の年賦償還

(農務課)

今回農山漁村に居住する戰死傷者の遺家族（戰死傷者に扶養されてゐた家族を含む）の負債整理の爲に、鳥取縣臨時負債處理委員會が世話をすることになつた。抑々名譽の戰死傷者や遺家族に對しては、國家はその生活の安定を圖るために賜金・扶助料等を給し、又授業施設や各種の保護

00166

00165

映畫教育講習會並に

映畫教育協會創立大會

(社會教育課)

映畫の理論と其の實際

文部教育政策策

文部事務官

中村新一

本縣映畫教育振興策

鳥取縣社會教育課長

美作小一郎

映寫機の取扱實習

文部省派遣

關根豊丸

研 究

皆川電機製作所工場長

皆川謙之助

協 議

鳥取縣映畫教育協會の事業と映畫の配給

國民學校と映畫教育

社會教育と映畫

映畫教育上の諸問題に就て

本年度事業

配給上の諸問題

映畫會の運營

映寫設備

天然色映畫

三五ミリ優秀映畫

映畫教育を通じて時局下國民精神の昂揚を圖り、國民文化の進展に資すると共に學校教育上映畫の利用を圖るの要甚だ切なるは現下の實情である。

縣ではこの趨勢に鑑み、文部省・映畫教育中央會・鳥取縣と鳥取縣映畫教育研究會と共同主催の下に、來る四月二十四日午前十時より同二十五日午後五時半まで、鳥取市立鳥取高等女學校に於て鳥取縣映畫教育講習會を開催し、映畫教育上の諸問題に對する理論と實際について講習並に研究協議を行つて斯教育の進展に資することとなつた。當日の講習事項・研究・協議並に講習會員等は次の通りである。

講習事項並に講師

訓辭及挨拶	鳥取縣知事	八田三郎
鳥取縣學務部長	小林誠一	

尚、この際、この講習會と合流して二十五日午前十時半より鳥取縣映畫教育協會の創立大會を開催することになつてゐるが、その日程は左の如くである。

鳥取縣映畫教育協會創立大會日程

一日 時	四月二十五日 午前十時半より
	午後五時半まで

德勝溝開拓團本隊

二十五・六兩日勇躍渡渉

(社會課)

二會場	鳥取市立鳥取高等女學校
三日程	

(一) 創立式
(二) 協議

1 本年度豫算並に事業に關する件
2 本年度映畫配給に關する件
3 其の他

北瀬の新天地德勝溝へ入植する開拓團本隊員二百八十七名は、縣修鍊農場に於て一ヶ月間に亘り基礎的訓練を受けてゐたが、いよいよ来る二十五・六の兩日三班に分れて渡渉することになつた。尚ほ之より先、二十四日午前十一時縣社長田神社に於て祈願祭を行ひ、十一時三十分護國神社に參拜し、午後零時三十分より縣會議事堂に於て開かれる縣主催の壯行會に臨み、同夜は鳥取に宿泊、鄉土に最後の夢を結んで勇躍渡渉することになつてゐる。

第一班 百二十名

第二班 百十六名 二十六日午前七時三十分

第三班 五十名 同 日午後四時三十五分

鳥取發 × × ×

第二十一回 支那事變國債

郵便局賣出し

四月二十一日より
五月二日まで

(振興課)

△ 一人殘らず國債を買ひませう

支那事變國債は支那事變に是非共必要な費用を支拂ふ爲に發行するものであります。われくが國債を買ふことは、即ち我が國が全力を擧げて邁進して居る支那事變の處理は勿論、大東亜共榮閣の確立にも協力することになるのであります。銃後にある我々は此の時局突破の爲一人残らず國債を買つてお國のために御奉公

を致さうではありますか。

△ 事變下の貯蓄は國債で

貯蓄の方法は色々ありますが、事變下の貯蓄は國債の消化を第一の目的として居るのでありますから、國民として國債を買ふことは貯蓄國の一番の近道といへませう。しかも國債は安全確實であり、又どうしても現金が入用の場合は郵便局で買つた國債なら何時でも集配事を取扱ふ郵便局で買上げて貰へますから、便利な點は普通の貯金と少しも變りません。

△ 買つた國債は早速預けませう

買つた國債は郵便貯金の通帳と一緒に郵便局に持つて行くと無料で安全に償還の日まで保管して貰へます。尙郵便局で預つた國債の利子は、支拂の都度郵便貯金に組入れて貰へますから、いつも利子を受取りに行く手數も省けます。又日本銀行の本店、支店又は代理店でも登録國債の制度に依つて無料で安全に預りますから、盜難や紛失の心配もありません。買つた國債は早速預けることに致しませう。

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所

昭和十六年四月十八日印刷